保険と共済 (3) 戦友共済

わが国の「共済」は、その淵源をたどれば、戦前の産業組合運動にあるが、協同組合による保険という実態を備えるのは戦後のことである。戦後の協同組合法において、「協同組合法の中には、単に共済をはかる」と規定されているが、その事業について具体的な説明はなかった。「共済をはかる」という規定を限定的に理解すれば、現在の協同組合保険への展開はなかった。しかし当時の協同組合は、組合員の生活からの必要性を感じ、広義に解釈して戦後の「共済」が誕生したのである(本位田祥男「協同組合の共済事業」『共済と保険』1960年を参照)。

戦後において規定の解釈によって、今日の共済事業が誕生したのであるが、戦前の産業組合法においては、今日のような「共済」事業に展開する文言はなかったようだ。「共済」という用語は法的な概念ではなく、共通した経済基盤をもつ限られた人々が掛金を拠出して相互扶助を行う、いわば互助会のような仕組みという意味の「普通名詞」として使われていた。これに対して、「保険」という概念は、戦前においても法律で明確に規定されていた。法律に従って理解すれば、保険は前払確定保険料式のリスク移転手段であった。

このように考えると、戦前において「共済」は、法律用語として「保険」に対立する概念ではなく、保険を含む相互扶助一般を意味していた。戦前において共済生命や医師共済生命が「共済」という名称を社名に含めたという実例は、保険が共済概念という上位概念に含まれる概念であったということを示唆するものである。これに対して戦後の一時期において、共済と保険が対立的な関係にあったという事実は、前述のように共済規定の解釈によって、協同組合保険が誕生したことを原因とするものであった。保険陣営は協同組合保険に保険という名称を使わせず「共済」とし、共済陣営は保険とは異なる「共済」の独自性を主張することによって、保険との同一の監督を回避したといわれている。これらの真偽はさておいて、法的概念の「保険」と普通名詞の「共済」という非対立的図式が、戦後の共済事業の進展の中で崩れたのであった。

ところで、近代保険会社が、「扶け合い」を強調して保険募集を行うことについては、古くから問題が指摘されてきた(たとえば、佐波宣平「共済保険と『扶け合い』運動」『共済と保険』昭和35年)。保険が上位概念の共済の「扶け合い」を含むことは間違いないが、募集において敢えてそのことを強調するのは、近代的な保険商品に対する誤解を招くのではないかという問題である。

では、保険会社とは違って、現代の共済が「扶け合い」であるといえるのだろうか?この点を理解する上で、協同組合保険としての「共済」という商品の特徴を確認する必要がある。保険技術的にいえば、共済団体の提供するのは基本的には前払い確定保険料式の「商品」である。この点では、保険商品となんら変わるところはない。共済商品は多様なので一概に論じることは難しいが、あえて基本的な共済の特徴を指摘するとすれば、共済金削減規定と内部補助の二点である。

共済金削減規定とは、共済事故が多発して共済金の支払いが巨額に上った場合は、共済金を削減によって共済団体の会員全体が負担するというものである。ちなみに相互会社の保険金削減規定は、一連の保険業法改正のプロセスの中で契約者保護の観点から削除されている。次に、内部補助の例として均一保険料体系をあげることができる。すなわち、年齢にかかわらず一律の掛金でという料率体系は、死亡保障を前提とすると若い人から高齢者への内部補助を生む。保険会社の場合は、保険市場を通して一般の人々に保険募集を行っているため、内部補助を含む保険商品を提供した場合、逆選択が生じて市場が非効率となる。しかしながら、共済団体の場合には、比較的共通の基盤をもった会員が加入しているため、逆選択のコストはそれほど深刻なものではない。なお共済金削減規定と内部補助の他に、剰余の組合員への配当を強調する共済団体もあるかもしれないが、相互会社でも同じことなので、とくに共済の特徴だとはいえない。

このように考えると、保険にはなく、共済にはある「扶け合い」とは、ネガティブには共済金削減規定、ポジティブには「内部補助」であるといえる。共済団体の「扶け合い」は、組合員の間での連帯があるからこそ維持できるものである。そのため保険会社が募集活動で「扶け合い」を強調することが消費者の誤解を招くのと同様に、共済の推進(募集)過程で「扶け合い」を過度に強調すること、たとえば「扶け合い」や連帯を実現するために共済に加入しよう、と呼びかけることは、本末転倒であるといわざるをえない。組合員としての連帯とは、共済金削減規定を理解し、内部補助を受け入れるという合意の結果生まれるものである。つまり、加入後の組合員活動において継続的に共済金支払い状況などに関心を持ってもらうなどの地道な努力によって生み出された連帯こそが協同組合保険にとって重要なのだ。

戦前の保険会社の名称に現れる「共済」のうち、「戦友共済」だけは、「共済生命」および「日本医師共済生命」の「共済」とは異なるものであった。戦友共済保険株式会社は、大正7年に陸軍の将校により設立された「在営在郷の服役中にある軍人のみを以て組織せられたる唯一の保険団」を有する会社であった。同社の募集する戦友共済保険の概要は次のように説明されている。「将校間に設けられて有る義助会と同様の主義に依り軍人相御互に共済する所の組合でありまして、その加入には身体検査を要せず唯約束が成立し保険料さえ掛けて置けば戦時は戦病死者、平時は軍務に死したる時保険料掛金の約四、五倍の金額を呉れます。又保険料払済後五か年を経過すれば払済保険として普通の生命または養老保険に移し掛金高の約二、三倍に相当する保険金」を受け取ることができる(以上の引用は、立永勝三郎「戦友共済保険の説明」大正8年)。同社は、陸軍主計総監の井出治を社長として、顧問に陸軍大将鮫島重雄、陸軍中将宇佐川一正、陸軍中将南部辰丙などが名を連ねていた。

同社はまもなく星一に買収され、星社長のもとで発展を企てたが成功せず、結局、第一徴 兵保険に吸収され、同社の契約は第一徴兵保険に包括移転された。(発展企画について詳し くは、星一「生命保険経営に関して縣元、郡元、特約店諸君に告ぐ」を参照)。

第一徴兵保険は、同社を合併後も「戦友共済保険」という商品として既存契約を保持する

とともに、新契約の募集を行った。第一徴兵保険の募集史料から「戦友共済保険」の概要が明らかになる。同保険への加入資格は、年齢 40 歳までの陸海軍現役、予備役、後備役、補充兵役に服務中の者とされ、保険金額の限度額は五千円であった。保険金支払いは、軍務の死亡と平時の死亡で次のように異なっていた。軍務死亡は次の二種類。すなわち戦死の場合は戦友共済保険金全額支払い、平時軍務による怪我または日射病で死亡した場合は戦友共済保険金の 8 割支払いである。平時および病死の場合の保険金給付はない。ただし保険料払込期間完了後 4 年間を経過すると自動的に払済養老保険または払済終身保険に転換し、その契約期間の死亡に対して保険金が支払われる。経過中の 4 年間には年 4 分の複利で運用されるため払済保険の責任準備金が増額されることが強調されている反面、経過中の死亡については規定がないので、保険金の支払いはなされないようだ。

注意すべき点は、「戦友共済団の決算」の記述である。そこには「戦争変乱に参加された加入者全体を一つの共済組合団体と見做し、此組合の保険料積立金から戦死者には規定の保険金を支払い、帰還者には残余の積立金を以て将来の為に各自の割戻金高に相当する払済養老保険又は払済終身保険を付けます」と述べられている。要するに戦友共済の「共済」は、実質的に保険金削減規定が組み込まれている。この商品は、このような意味で「共済」なのである。

「戦友共済保険」の場合、「共済生命」や「日本医師共済生命」とは異なり、商品内容自体に「保険金削減規定」という「共済的要素」が組み込まれている。そのため「共済」という用語が使われているのである。戦友共済保険株式会社は、保険会社でありながら、前払確定保険料ではない要素をビルトインした保険商品を発売したという点でユニークな事例である。







